

# 平成30年教育委員会第3回定例会会議録

開会日時 平成30年 3月 9日 午前 10時00分  
閉会日時 同 上 午後 0時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一  
同職務代理者 齋藤 初夫  
委 員 塚本 亨  
委 員 天宮 久嘉  
委 員 日高 芳一  
委 員 大里 豊子

## 議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	忠 宏彰	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・学校教育支援担当課長	柿澤 幹夫
・統括指導主事	塩尻 浩	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・生涯学習課長	小曾根 豊
・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄	・中央図書館長	鈴木 誠

## 書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 齋藤 初夫 委員 塚本 亨  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、平成30年教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名人は私に加え齋藤委員と塚本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が2件、報告事項等が17件でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案第13号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」お願ひします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第13号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」でございます。

上記の議案を提出するものでございます。提案理由でございますけれども、歴史的公文書の指定について定めるほか、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するものでございます。

それでは新旧対照表に沿って、説明をさせていただきます。新旧対照表の3ページをごらんください。一番下の第49条第1号でございます。長期保存ということで、今まで、特に保存年限の上限を定めていない長期保存という概念はございましたけれども、こちらを30年保存という形に改正をさせていただきます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、6ページをごらんください。「保存年限の延長、廃棄及び引継ぎ」等のところで、7ページの上の第2項のところでございます。「課長は、保存年限を経過した保存文書が前項各号に掲げるものでないときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める処理をしなければならない。」ということであり、今、申し上げましたように、(1)で「保存文書の保存年限が30年未満であり、課長が歴史資料として重要であると認める場合」については「保存年限を30年に達するまで延長すること。」、2号といたしまして「保存文書の保存年限が30年未満であり、課長が歴史資料として重要でないと認める場合 当該保存文書を廃棄すること。」でございます。また3号として「保存文書の保存年限が30年以上である場合総務課長が指示する処理をすること。」という取り扱いになってございます。

一つ飛ばしまして、4項をごらんください。今説明しました第3号の部分でございます「第2項第3号の総務課長が指示する処理は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める処理」といたします。

1号にございますように、「総務課長が保存文書について歴史資料として重要であると認め、

かつ、総務課長が保存文書に葛飾区情報公開条例第9条に規定する非公開情報が含まれると認められる場合 当該保存文書の保存年限を総務課長が必要と認めるまで延長すること。」2号といたしまして「総務課長が保存文書について歴史資料として重要であると認め、かつ、総務課長が保存文書に葛飾区情報公開条例第9条に規定する非公開情報が含まれていないと認める場合 当該保存文書を総務課長に引き継ぐこと。」3号です。「総務課長が保存文書について歴史資料として重要でないと認める場合 当該保存文書を破棄すること。」という取り扱いでございます。

続きまして8ページをごらんください。第56条の2（歴史的公文書）でございます。「総務課長は、前条第4項第2号の規定による引継ぎを受けたときは、教育長に合議の上、葛飾区長の決裁を受けて保存文書を歴史的公文書に指定する。」ということで、歴史的公文書の指定方法について、記載をしております。

続きまして、新旧対照表の8ページの一番下、別表2の記載がございますけれども、先ほど申し上げましたように、今まで「長期」と表示されていた、規定されていた部分について、全て30年に変更をするものでございます。その他の改正部分につきましては、区長部局とそろえた今回の改正、それから細かいところではございますけれども、文書取り扱い上の規定を改正したものでございます。

施行については平成30年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○教育長** 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

引き続きまして議案第14号「葛飾区スポーツ推進計画の策定について」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 議案第14号「葛飾区スポーツ推進計画の策定について」でございます。

「提案理由」につきましては、葛飾区スポーツ推進計画を策定する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、「葛飾区スポーツ推進計画について」をごらんください。

「計画期間」につきましては、平成30年度から平成34年度までの5年間。

「計画の内容」につきましては、別添の「葛飾区スポーツ推進計画」のとおりでございまして、ご決定をいただきました後、計画書の印刷を行いまして500部を作成し、教育委員会の皆様を

初め、区議会議員ほか、関係各所に計画書の配付をしていきたいと考えてございます。

また「その他」といたしまして、概要版を併せて印刷し、計画書と一緒に配付をしていきたいと考えてございます。また、葛飾区ホームページで「葛飾区スポーツ推進計画」について公開をしていく予定で考えてございます。

また、別添の葛飾区スポーツ推進計画につきましては、これまで、素案、案として皆様にご報告させていただきまして、若干の変更はございますが、大きな変更はございませんので、申しわけありませんが、ご説明は省略させていただければと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 今、課長がおっしゃっていただきました、スポーツ推進計画は当委員会で検討を重ねてきてございますので、非常に立派なものができ上がってよかった、というのが1点です。

配付先として500部印刷をし、議員さんを初めという分になりますが、その概要版のさらにアブストラク的なもので、広報に掲載するような意向があるのか。区民に周知をするという点だけちょっと用意があるか伺いたいと思います。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今のところ広報誌への記載は考えてはおりませんが、ホームページで皆さんに周知を図っていききたいと考えてございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 今、塚本委員がおっしゃったのですけれども、私も区民への周知というところが気になりました。やはりホームページ見る方、見ない方は限られてきますので、できるだけ広報誌にも載せていただきたいと思いました。

○教育長 要望ということで、できるだけ努力をお願いします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第14号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項等に移ります。

報告事項等1「平成30年度組織改正について」と2の「今後の放課後支援事業の推進について」を、あわせて説明をお願いします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは報告事項等1「平成30年度組織改正について」でございます。

まず現行の「庶務課」を改正後は「教育総務課」と名称を変更するものでございます。改正理由は下の1にございますように、区民にわかりやすい組織名称とするため、「庶務課」を「教育総務課」に改めるものでございます。

続きまして、改正後をごらんください。「放課後支援課」という課を新設いたします。こちらにつきましては、学校施設を活用した放課後支援事業を推進するため、「放課後支援課」を新設するものでございます。詳細につきましては、今、地域教育課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** それではお手元の資料に基づきまして、ただいまの組織整備の中での今後の放課後支援事業について、ご説明を申し上げます。

まず1番の「基本方針」でございます。「全ての児童が放課後等」、この「等」というのは、「三季休業中等」を意味するものでございます。

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を各小学校に整備するため、今後は教育委員会事務局が主体となって、学校教育に支障がない範囲で学校施設を活用した放課後支援事業を推進していくと整理したものでございます。

区の施策といたしまして、わくわくチャレンジ広場事業、学童保育クラブ事業、さらには児童館における事業など、放課後に関する施策がさまざまございますけれども、こういった事業のうち、学校施設を活用した事業を教育委員会が担っていくという内容でございます。

以下、2の「具体的な取組み」について、ご説明を申し上げます。

(1)の「放課後子ども事業」、いわゆるわくわくチャレンジ広場事業の充実でございます。こちらの事業につきましては、現在も地域教育課が所管をしておりますけれども、今後も地域教育課が引き続き所管をまいります。

具体的な取組みが3点ございます。まず、アの「対象学年の拡大」でございます。全校で全学年が対象となるよう活動場所や執行体制について、学校及び児童指導サポーターと調整を行いながら、受入体制が整い次第、順次対象学年を拡大してまいります。

イの「実施日時の拡大」でございます。実施時間の延長、さらには土曜日、三季休業期間中の実施校の拡大を検討してまいります。

ウの「地域人材が活躍できる各種プログラムの充実」でございます。地域の方々が持つ技術や経験を生かしたプログラムの実施を検討してまいります。

続きまして、(2)の「学童保育クラブ事業の充実」です。本事業につきましては現在、区長部局の子育て支援部が所管をしておりますが、新たに設置をいたします放課後支援課が所掌する事務となります。

具体的な取組みでございます。学童保育クラブが校内に設置されていない小学校につきましては設置場所の調整を行い、校内への整備を進めてまいります。この取組みにつきましては、これまでも区長部局が推進してまいりました。小学校 49 校のうち、30 校に既に学童保育クラブの設置を完了してございます。残りの 19 校につきましても、児童の安全・安心を確保する視点から、校内への設置を進めてまいるという取組みでございます。

学童保育クラブが校内に設置されている小学校につきましては、学校施設を活用した学童保育クラブの受入人数の拡大及び夏季一時学童保育の実施に向けた調整を行うこととしています。

こちらにつきましては、待機児童のさらなる解消ということを目標といたしまして、取り組んでまいるものでございます。そしてここに記載はございませんけれども、このほか、学童保育クラブの入会事務等につきましても放課後支援課が所管してまいります。

(3) の「放課後子ども総合プランの推進」でございます。こちらの事業の取組みにつきましては放課後支援課が主体となりまして、地域教育課と連携しながら事業を展開してまいるものでございます。

わくわくチャレンジ広場と学童保育クラブの児童が参加できる共通プログラムを実施してまいります。現在 11 校でこの取組みが行われています。共通プログラムの実施につきましては、各校、月 1、2 回程度、スポーツであるとか文化的なプログラムのメニューを実施しています。

またこのプログラムの実施以外にも、11 校につきましては、日常的に、例えばわくわくチャレンジ広場事業におけます登録児童が校庭で毎日遊んでおりますけれども、学童保育クラブの子どもたちが夕方 3 時半以降、決まった時間になると外遊びの時間になります。そういう時間になりますと日常的に学童保育クラブの子どもが校庭に出てまいりまして、プログラムの実施はしておりませんが、一緒に遊ぶという時間を設けているものでございます。この取組みを可能な限り全校において実施できるよう取り組んでまいるといったものでございます。

私からのご説明は以上でございます。

**○教育長** ありがとうございます。それでは何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

**○齋藤委員** 具体的な取組みの中で、ウの「地域人材が活躍できる各種プログラムの充実」ということで、方向としては非常にいいと思うのですが、私としては学力的な点についても含まれていくのかなというのがちょっと気になります。それも含めてどのような検討をしているのか。これからだと思いますが、どのようなことが、考えられていく、課題になっていくかということがわかりましたら、少し具体的なことを例示していただければと思います。

**○教育長** 地域教育課長。

**○地域教育課長** 現在、わくわくチャレンジ広場の運営に当たりましては、見守りをさせていただき児童指導サポーターの方々がございます。それに加えましてアドバイザー制度というのを設け

ております。具体的には、分野といたしましては学習、文化、スポーツという三つの分野を設けて、区内でさまざまな技術、経験をお持ちの方にご登録をいただいて、各学校のわくわくチャレンジ広場からの要請に基づいて、各学校にアドバイザーを派遣する制度を設けております。

今、委員からお話がありました学習面につきましても教員免許を保有している、あるいはかつて塾などで講師をされた方、こうしたことを要件といたしまして、子どもたちの宿題を見ていただいたり、あるいは学習指導をやっていただいたりしているところがございます。ただし時給については980円ということで、有償ボランティアです。今後はこの学習のアドバイザーにかかわらず、文化、スポーツなど、講師として子どもたちを指導をしていただけるような方々については、例えば適正な報償費のお支払いを検討することも含めて、内容についても充実をしていきたいということを考えているものでございます。

以上です。

**○教育長** よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

**○天宮委員** 学童についてなのですけども、校内に設置するということですが、校庭などは大きさがさまざまですよね。その場合、残りの19校はある程度、もう場所は想定されているわけですか。

**○教育長** 地域教育課長。

**○地域教育課長** 未設置の学校というのは、例えばプレハブの学童保育クラブを校庭に設置するという手法などがありますけれども、建築基準法上接道義務が果たせないとか、1人当たり校庭面積を小さくしてしまうといったようなことから設置が困難で、今日まで至ってしまっているという学校がかなり多くございます。

しかしながら、厚生労働省等が考え方を示しているのは、当然空き教室もなかなかない中では、例えば特別教室を放課後、可能な限り学童の保育室として転用ができないか、そうしたことも含めて、学校施設の徹底的な活用をまず考えてほしいということが考え方として示されているわけでございます。

しかしながら、学校教育に支障が出るようなものは、無理な所もございますので、そこら辺の最終的な設置ができるかどうかの見きわめも含めて考えてまいりたいと考えております。

**○教育長** よろしいですか。

日高委員。

**○日高委員** 私も同じことを伺おうと思ったのですが、わかりました。ぜひうまく連結して、校内の1人当たりの広さであるとか、こういうのは法的に決まっていることですので、その辺はうまく分けできればいいと思います。

あわせて、組織が改正されて新しい課「放課後支援課」ができましたね。このことによって、わくわくチャレンジ広場と学童保育クラブ、これがうまく統制がとれるというような見通しが持てそうな気がするのですが、そのあたりはいかがですか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 ただいまご意見いただきましたけれども、まず基本は、学童保育クラブは児童福祉法に則ったいわゆる生活の場、保護者が共働き等の事由によりまして監護に欠ける児童を保育する仕組みです。一方でわくわくチャレンジ広場は、区の実施要綱に基づいて自由遊びを行う。根幹は全く違う事業でありますので、それらの垣根は崩すことはできない。しっかり守っていかなければならないと思っております。しかし、先ほど申し上げましたように遊びの時間等につきましては学童に入会している、入会していないということで、分断されるようなことがあっては、やはり子どもたちの目線で考えると好ましくないのかなと私ども思っているところでございます。

せめて遊びの時間、1時間程度ぐらいになるかとは思いますが、双方の子どもたちが適正な安全管理のもとに授業中と同じように、友達と一緒に分け隔てなく遊べるような状態をつくっていくということをこれから葛飾区として、進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○教育長 日高委員。

○日高委員 大変難しいだろうと思えます。お互いが、ここはそれこそ区の考えに則り、こちらは国の考えに則りというように、条件が違ふと事業というものがうまく合体できない部分ができたり、あるいは言いわけづくりになったりというようなことがあり得ることなのです。

ですから、そういう意味でも、今回こういうふうには、遊びの部分であっても交流が自由でできるような仕組みづくりをしたいということですから、ぜひそのあたりを中心にして、そこに勤める人たちの理解を得るということが、大変大事だろうと思えます。

今まで、こうだったという言い出し方をすると、きっと全体が壊れてしまうと思えますので、ぜひうまく調整いただきたいと思えます。お願いします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、日高委員がおっしゃっていただいたのですが、やはり二つの事業が一つの方角性で行く。大変な苦勞が出てくると思うのですね。そのキーマンになるのが、いわゆるサポーターになる地域の方の協力度合い。それと、自治会が19に分かれて、49個あるわけですから、それぞれの地域の方の経験を活かしてコーディネーターとしてやる。双方にヘッドになるような方が、地域にいらっしゃると思うのです。その方たちをうまくコーディネートして、ぜひ推進していただければと思っております。

要望です。



○教育長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 今の件なのですが、例えば今、設置されてない学校があったり、いろいろな状態の学校があると思うのですが、学校の改築とか建替えとかいうときには、このことも含めてそういう方向に行くような設計とか配置を考えていくべきだと思うのですが、そういう視点は大事にさせていただけるのか、いかがでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 現在、西小菅小学校、それから高砂小学校、それから東金町小学校の各々の改築工事が進捗しているわけですが、これらの設計の中にはわくわくチャレンジ広場のスペースに加えまして、学童保育クラブの保育スペースを確保しているところでございます。

特に西小菅小学校は現在、学童保育クラブがない学校となっております。改築を契機に学童保育クラブを設置するというので、考え方としては、今、委員ご指摘のとおり、学校の中に保育スペースを確保していくという考え方で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

それでは報告事項等1と2については終わります。

続きまして報告事項等3「就学援助における新入学準備金の支給額等の充実について」お願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは「就学援助における新入学準備金の支給額等の充実について」ご報告をさせていただきます。

まず、1の「目的」でございます。就学援助につきましては経済的理由によりまして、就学困難な児童・生徒の保護者に対しまして必要な援助を行う制度でございますけれども、支給費目の一つでございます入学時に必要な学用品等の購入費として支給いたします新入学準備金の支給単価を平成31年度の新小学1年生及び新中学1年生の保護者への支給分から引き上げることを予定してございます。

また平成31年度の新小学1年生への支給の時期につきまして、従来より早い時期に支給することで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に2の「内容」でございます。①の支給単価の引き上げにつきましては、こちらの表にございますように、現行小学校で2万2,800円を4万600円に。中学校の現行2万6,300円を4万7,400円とするものでございます。

この引き上げ後の額でございますけれども、生活保護の一時金として現在支給されておま

す入学準備金の額と同額としているところでございます。「生活保護費」といいますのは最低生活費ということで、実態を調査の上で支給額を算定してまいりますので、この額が入学準備にかかる額の実態を反映している額として、今回設定させていただいたものでございます。なお、現行と引き上げ額の差額というのは表中、記載のとおりとなっております。

次に②の支給時期についてでございますけれども、小学校につきましては従来、入学年度、入学後の8月に支給していたところでございますが、実際に入学時に必要な学用品等を購入する時期が入学前年度であるということを勘案いたしまして、各費目と同様に必要な年度での支給ということで、入学前年度の3月に支給をしていくものでございます。また中学校につきましては、今年度から入学前年度の3月に支給することとしておりまして、来年度以降も変更の予定は現在のところございません。

次に③、支給見込みの数及び影響額でございますけれども、先ほどの単価差、現行単価と引き上げ後の単価差に来年度の支給見込み数を乗じますと影響額、こちらに記載のとおりで小中学校合わせて約2,500万程度ということで、見込んでございます。

最後に「実施予定時期」でございますけれども、平成31年3月ということで予定してございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、何か質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 教えていただきたいのですけれども、これは小学校に上がる前なので、事務的な取扱いとか大変だったのではないかと思います。どのような対応でこういうことができたのか、ちょっと知りたいと思っております、教えていただければと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まず考え方の整理といたしまして、小学校に入る前年度という未就学ということになります。中学生の場合はその前年度は小学校に入っているわけで、そこで就学援助の認定ができていた方でしたので、比較的容易ということで早く始められました。小学校につきましては、その前年度というのは学校に入っていないわけですから、その方たちの認定をまずどうしていくかという課題がございました。ここについては考え方の整理として、先ほど申し上げたように、支給に必要な時期に認定をしていこうということになりますと、入学前年度の所得、前年度で所得の認定をしていくということに、考え方を整理いたしまして、入学年度からすると前々年度の所得で見ていくのはどうなのだろうという課題が一つあったのですが、そこは必要な時期の所得で見ていくということで、考え方を整理させていただいて、あとは、前年度の新入学準備金の支給認定作業を一度やり、入学後に今度は従来どおりのその年度に支給していくものの支給認定をやりと、この2回、事務手続きがかかることに部分に関して、業務

量等を検討いたしましたして、いけるだろうということで始めたということになります。

○教育長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 私も1点だけ。③番の「支給見込み数及び影響額」について、年次的な推移がもしアバウトでもわかれば、ここ数年で推移が上がっているのか、下がっているのか、横ばいなのか、ちょっと教えてください。

○教育長 学務課長。

○学務課長 28年度で言いますと、新入学のほうが小学校で572人、中学校が732人ということです。29年度、これは1月までの数字になりますけれどもこちらは小学校で517、中学校で673ということでございますので、全体の認定者数自体が低下傾向ということになりますので、それに合わせて低下ということで、来年度も実績を反映しているということになります。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 小学校入学の支給時期が早まったということは大変よかったと思います。事務局の事務の事務が増えるとは思いますが、対象の方への周知の漏れがないように、そして申請の仕方をできるだけわかりやすくというふうに希望いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長 要望ということで、よろしく願います。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等3を終わります。

引き続きまして報告事項等4「平成29年度葛飾スタンダードに関する意識調査(第2回)の実施結果について」をお願いします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 「平成29年度葛飾スタンダードに関する意識調査(第2回)の実施結果について」ご報告させていただきます。

本調査につきましては、スタンダード及び学習スタイルの定着状況につきまして、平成29年9月と平成30年1月に実施しました。

資料1「実施内容」の(1)の対象、(2)実施時期につきましては、記載のとおりでございます。

2「結果」について、ご説明させていただきます。別紙1「葛飾教師の授業スタンダード」調査結果についてでございます。1ページをおめくりいただきまして、3・4ページが「葛飾教師の授業スタンダード」意識調査のグラフとなっております。

各項目ともグラフの右端にこの調査を開始した平成27年度の数値をグラフとして掲載して

おります。さらにその左隣が平成 29 年 9 月、そして右から 3 番目の棒グラフが今回の調査であります平成 30 年 1 月の数値となります。小・中学校ともに全ての項目において平成 27 年度から数値が高まり、取組みの定着が進んでいることがわかりました。また中学校における質問 2 「生徒の主体的な活動を取り入れていますか」、質問 3 「まとめをしていますか」以外は平均値が 3.5 を超えており、取組みの成果があらわれております。一方、各校間・各教科間での取組みにまだまだ差があります。

(2) 「かつしかっ子学習スタイル」の調査結果についてでございます。さらに資料をおめくりいただき、5 ページをごらんください。色がついているところがこの調査を開始した平成 27 年度と比較し、肯定的な回答が向上した項目でございます。小・中学校ともに全体的に肯定的な回答が 8 割を超えるものが多く、ほぼ全ての項目において平成 27 年度から数値が高まり、取組みの定着が進んでいると考えられます。

次に「ノートに『めあて・ねらい』、『まとめ』を書く」の質問では肯定的な回答が小学校 2 年生から 6 年生で 9 割、中学校の全ての学年で 8 割を超えております。この結果は平成 29 年度「全国学力・学習状況調査」の「児童・生徒の質問紙」における「ねらいが示されている」の数値が全国・東京都を上回る結果にもつながっております。

また中学校における質問 8 「話し合い・学び合い」では、平成 27 年度と比較しますと数値が高まり、各校での協働学習の成果があらわれていると考えております。

一方、「テストの見直し」に関する質問につきましては、小学校 2 年生から中学校 2 年生と学年が上がるにつれて、数値が低くなる傾向がございます。

続きまして (3) 「改善の方向性」でございます。資料 2 ページにお戻りください。ねらいの明示、評価の充実をさらに推進していくとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、主体的な活動場面の設定、探求的な学習、児童・生徒によるまとめの指導等をさらに充実できるように引き続き指導・助言を行ってまいります。

また、「授業で分からないことを聞く」、「家庭学習で宿題やテストを見直す」等の数値が低く、理解が不十分な学習に対し、克服しようとする意識に課題が見られます。教員が個に応じたきめ細かな指導をさらに推進していくとともに、児童・生徒が主体的に学習に取り組むことができるような授業改善を図ってまいります。

今後も「葛飾教師の授業スタンダード」及び「かつしかっ子学習スタイル」につきまして、推進してまいりたいと考えております。

説明、ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** テストの見直しに関する質問について、小学校 2 年生から中学校 2 年生と学年が

上がるにつれて数値が低くなる傾向があると。対策として、授業でわからないことを聞く、家庭学習で宿題やテストを見直す等の数値が低く、理解が不十分な学習に対し、克服しようとする意識に課題が見られる。教員が個に応じたきめ細かな指導をさらに推進するとともに、児童・生徒が主体的に学習に取り組むことができるような授業改善を図っていく必要があると思います。

これに加えて、以前から何度か申し上げていますがけれども、テストの見直しとか子ども同士で勉強教え合うとか、そういう時間が家だけではなく、放課後の学習が大事じゃないかということをお願いしているのです。テストの見直しというのも、これは授業中にやるのじゃなくて、恐らくその後しているかどうかという話なので、家でできない場合の状況を鑑みて、次善の策として放課後学習をしっかりとやっていこうという方向性が大事だと思うのです。この改善の方向性の中に、その辺の視点を加えるべきじゃないかと思っているのですけれども、いかがですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員ご指摘のとおりだと思います。各学校では「学力伸び伸びプラン」等を使いまして、放課後学習等にも力を入れている学校は多数ございます。ただ、実情で放課後学習の場合にやや定着がおくれてしまう子どもたちが集まる傾向というのがございます。その中では個々がわからないことを、ドリルとかプリントを使ってやるというようなことが主でございまして、授業と同じように共同学習を、来ている子どもたちで話し合い活動とかが十分に取入れられる状況であるかというのが、やや課題かなと考えているところです。

ちょっと、普通の授業との体制の違いという部分がございますけれども、そういう部分につきましてはより一層、子どもたちの主体的な活動が取入れられるように、学校には伝えてまいりたいと考えています。

○齋藤委員 テストは間違えた、だけど、隣の友達はそのところは得意だと。そうすると恐らく教え合うことができるはずなのです。学校によって違いがありますが、図書館も含めて放課後学習をやるスペースがないという学校もあります。また、廊下にそういうスペースつくっている学校もあります。そういう場所をまずハード面から、つくっていく必要があると思います。

そういう環境づくりは教育委員会が意識してやっていかないと、学校にスペースがないから、ではとにかく家でやってきなさいよとか言ったって、できない場合がありますから、そういう環境づくりは考えていかなければいけないのです。

できる、できないはそれぞれの状況がありますが、まず環境がないのでは始まらないので、そういう取り組みが必要ではないかという趣旨だったのです。よろしく願いいたします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 環境については、特に小学校の場合ですと普通のクラスでそのままできるかと考えられます。中学校の場合ですとやはり図書館だけでなく、教室を使わざるを得ないと、もしくはあとは美術室や理科室といった特別教室を使えるかなと今、思い浮かんでいるところですが、その部分については学校にそういう場所を使うことは可能であるかどうか。そんなことを伝え、また話し合いながら、場所がただ図書館ということだけに限らず、他の特別教室が使えるかどうかという部分については、十分に話し合いを進めたいと思っています。

○教育長 来年から図書館の整備ということを進めようとしているので、そこは自習で使えるようになるかなと思うのですね。それと「放課後残れ」と言っても、子どもはなかなか残らない。だから、やっぱりわからないところは、その授業のうちに解決するのだと。わからせて、帰すのだという教師の姿勢もやはり大事だと思うのですね。そのあたりは指導していきたいなと思います。

そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 教育長がおっしゃっていたように、授業でどう勝負するかが問題だと思うのです。

放課後はどうでもいいとは言っていないのですけども、放課後も大事。大事ですけども、基本はやはり授業だと思うのです。

そうすると、そういう中で言うと、この葛飾のまさに授業スタンダード。これは大変な成果を上げてきているのではないかなと思います。これはやはり認めるところは認めていかないと次に進まないですよ。ステップとして、私はやはりやってきたことが、成果を確実に上げてきた。それは小・中ともに、この分析のとおりだと思います。やはり27年度から比べても、非常に数値が上がってきているという。これは現実ですよ。それから中学校においても主体的な活動であったり、まとめ以外は平均値が3.5を超えている。こういうあたりも見てみますと、非常に優秀だな、よくここまで来たなと思います。ですから、これで息を抜いて終わりではなくて、学校の授業改善計画などの中では、こうしたことをもう一度見直して、全員でやっていただきたいと思います。

それから、かつしかっ子学習スタイル、これは2年から6年を特別に言うのですけれども、全て上昇しているのです。ですから、2年から6年までという、あるいは中学もほとんど上昇しています。

こうやって見ますと、1年から積み上げると、それが積み上がってどんどん増えているという傾向が見えているということは、いわゆる指導の成果だろうと思います。だからこそ、この肯定的な回答になっているのではないかと思いますし、いいものはどんどん継続して続けていきたいと。ただ課題というのではないわけではなくて、成果の中でも幾つかは出ていますけれども、このいいものをぜひ認めて、そして各学校においてもさらに継続して伸ばしていただくよ

うに、むしろ働きかけをそうした視点でやっていただくとありがたいと思います。よろしくお願ひしいと思います。

以上です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等4を終わります。

引き続きまして、報告事項等5「平成29年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」お願ひしいします。

指導室長。

○**指導室長** それでは「平成29年度『かつしかっ子』賞の審査結果について」ご報告させていただきます。

本賞ですが、平成26年度から実施の「かつしかっ子宣言」の5つの項目において、すぐれた活動をした幼児・児童・生徒の自己肯定感を高めるための取組みとして実施するものでございます。対象は個人で、活動につきまして、幼児・児童・生徒の善行・スポーツ・文化活動としております。

審査結果につきましては資料をごらんください。表彰の基準をもとに小学生10名、中学生16名を表彰いたします。

表彰式につきましては3月13日、午後3時40分からこちら、教育委員会室で行う予定でございます。引き続き「かつしかっ子宣言」の理念にふさわしい児童・生徒のすぐれた活動を取り上げ、自己肯定感を高める取組みの充実を図ってまいります。

以上でございます。よろしくお願ひしいいたします。

○**教育長** それではただいまの報告について、何かご質問等、ございますか。

よろしいですか。

それでは報告事項等5を終わります。

続きまして、報告事項等6「平成29年度『かつしかっ子』文学賞の審査結果について」お願ひしいします。

指導室長。

○**指導室長** それでは「平成29年度『かつしかっ子』文学賞の審査結果について」ご報告させていただきます。

こちらは「かつしか教育プラン2014」に基づき、児童・生徒の自己肯定感を高める取組みとして実施するもので、児童・生徒各文集「かつしかの子」の掲載作品の中から、特に優秀な作品の出品児童・生徒について表彰するものでございます。

表彰式につきましては3月13日火曜日、午後4時20分からこちら、教育委員会室で行う予定でございます。また表彰作品が掲載されている小・中学校の作文集「かつしかの子」につき

ましては、3月中旬過ぎに全校に配布する予定でございます。

今後も児童・生徒が文章を書くことに対する関心や意欲を高め、文章表現力を向上させていくために各学校での書く指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告について何かございますか。

大里委員。

○大里委員 この1年間、さまざまところで子どもたちが頑張っている姿をさらにたくさん見ることができました。先ほどの「かつしかっ子」賞、それからこの「かつしかっ子」文学賞、たくさんの表彰者がいまして、大変うれしいことだと思います。

文学賞の作品の内容を見ましても、さまざまな内容がありまして、これから読むのが大変楽しみです。一方でやはり文章を書くのが苦手な子どもというのも多いと思いますので、全体的なレベルアップといえますか、先ほど室長おっしゃっていましたが、ぜひ書く力の向上をお願いしたいと思います。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、大里委員がおっしゃった部分で、大事なことなのですが、いわゆる全体的に見て、応募状況の温度差というのが、どこかに見られるのかなと思いました。というのは、前の報告事項等5にもございましたけれども、やはり熱心な学校からの応募がそれなりに反映しているようなことが、偏見ではなく、うかがい知れたものですから、その辺はもう一回、校長会なりに投げかけて、子どもたちの資質が向上するために大切なことですから、委員会としてもぜひ働きかけをしてほしい。次年度に向けてまたお願いしたいと思います。

○教育長 よろしいですか。

指導室長。

○指導室長 こちらの文学賞、学校としての取組みとしては毎年、作文集が出るのが学校にも非常によく知れわたっておりまして、また読書感想文的なものとして、夏休みに非常に力を入れてご指導いただいております。ですので、比較的、こちらのほうにつきましては、全校で、特に小学校ですけれども、大変意欲的に取り組んでいただいているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 表彰制度で自己肯定感を子どもたちに持ってもらおうというような事業は、非常に効果があると思うのです。そういう意味でも、そういう点をきちんと行って、本当に周知して皆さんにこういう表彰されるような子どもを、各学校でしっかり育てていただくという取組みをぜひお願いしたいと思います。要望です。



○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等6について終わります。

報告事項等7「平成29年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** 「平成29年度葛飾区『優秀な教員の表彰』について」ご報告させていただきます。

本制度につきましては平成17年度より、教員の意欲や資質・能力のさらなる向上を図り、教育活動の成果を適正に評価し、表彰する制度として設置してございます。

本制度の目的ですが、葛飾区の教育の発展に貢献し、その功績が顕著でかつ勤務成績の優秀な教員の功績をたたえ、表彰するものでございます。

今年度で13年目、これまで188名の先生方を表彰してまいりました。今年度につきましても評価指導や生活指導、部活動などですぐれた教育活動を実践している教員を各校・園より19名ご推薦いただきました。その後、2月7日に選考委員会を開催し、小学校15名、中学校4名、合計19名の教員が優秀な教員として選ばれました。

表彰式は3月16日金曜日にこちら、教育委員会室で開催する予定でございます。また表彰者につきましては、今後、「かつしかのきょういく」や区のホームページへの掲載などで公表し、次年度以降の若手教員等への授業公開や講演会などで活躍をお願いしております。

ご報告は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** ではただいまのご報告について、何かございますか。

大里委員。

○**大里委員** 私は2月に教育実践校の報告会にも出席させていただきました、それから研究発表会にもたくさん行かせていただいて、先生方の頑張っている姿というのにもたくさん見させていただきました。今回の表彰の推薦内容を見ましたところ、さまざまな分野に幅広く、いろいろな分野でご尽力いただいているのだなと思います。

○**教育長** 感想ということで。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等7を終わります。

報告事項等8「葛飾区いじめ防止基本方針の改定について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 「葛飾区いじめ防止基本方針の改定について」ご説明いたします。

「改定理由」といたしましては、平成29年3月に文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定が出されたことに合わせまして、本区の基本方針を改定する必要性が生じたためでございます。また、区のいじめ問題検討委員会におきましては、有識者を招きまして、文部科学省の改定主旨に沿った内容となっているかの検討・確認を行ってございます。

続きまして2の「改定までの経緯と今後の予定」につきましては、平成29年3月の文部科学

省の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を受けまして、今年度の7月と12月の2回、本区はいじめ問題対策検討委員会を開催し、本区の基本方針につきまして検討いたしました。その上で、本日、教育委員会と15日には文教委員会において報告をいたしまして、平成30年度当初には、各校には周知をしまいたいと考えております。各校におきましては平成30年度内に「学校いじめ防止基本方針」の改定を進めていくこととなります。

続きまして、「主な改定内容」につきましてご説明をいたします。主な改定内容につきましては、別添1の新旧対照表の中から主な点を抜粋しております。まず「組織的ないじめの認知」についてでございます。こちらのほう、別添2の「葛飾区いじめ防止基本方針（案）」をご参照いただくと幸いです。

まず2ページ目をお開きいただきたいと思っております。上から6行目のところでございます。いじめの認知につきましては「特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこと」を追記いたしました。

2点目につきまして、同じページの11行目となりますけれども、「また、『物理的な影響』とは」というあたりのところになります。そちらに積極的ないじめの認知のために、けんかやふざけ合いについての見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断するものということで改定をさせていただいております。

続きまして3点目の改定内容のところでございます。5ページをごらんいただければと思っております。丸で項目を示させていただいておりますけれども、下から3つ目の丸のところになります。「学校評価への位置付け」について、各校のいじめ防止基本方針に基づいて取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけていくことを追記させていただいております。

続きまして、3点目の主な改定のところになります。10ページにお進みいただけますでしょうか。上から8行目のところですが、③の内容のところになりますけれども、「いじめにかかる情報の共有」について、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることを追記いたしました。

また同じページ、10ページになりますけれども、中段あたりの（ア）（イ）と書いてあるところの上あたりからのご説明になるのですが、「いじめの解消にかかる判断」についてでございますけれども、（ア）、（イ）に示してございます二つの要件は満たされていることをいじめが解消したという条件として、追記いたしました。

1点目のアにつきましては、いじめに係る行為が少なくとも3か月以上、止んでいるということでございます。2点目につきましては、（イ）となりますけれども、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認するというところでございます。

簡単になりますけれども、以上が主な改定内容となります。この改定につきましては平成30年度4月1日に施行を予定しております。

私からの説明については以上でございます。

**○教育長** いかがですか、ただいまの説明について。わかりましたでしょうか。

要点だけ、こういう意図でこういうところが変わったという点について、説明してもらえますか。

学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** こちらの法改正が25年に行われまして、それを受けて文科省のほうで基本方針を改定しております。全体的な改定の流れといたしましては、組織でちゃんと認知を受けとめ、組織で対処していきましょうというところが主な改定内容となっております。学校の組織でちゃんと認めて、学校の組織でちゃんと組織で受け取る。

**○教育長** 担任1人で解決しようとするのではなくて、みんなでちゃんと解決するようにということですね。

**○学校教育支援担当課長** 担任だけで抱え込まないで、というところが主なところになります。

**○教育長** いかがですか。

塚本委員。

**○塚本委員** 非常に大事な問題だと思いますね。特に今、課長からご説明いただいたのですが、6ページにございますように、いじめ防止項目の学校の実施する施策というところの中段以降でしょうか。マニュアル等の策定というのは非常に興味深いですね。

ありとあらゆる事例を想定して、特に現場で児童・生徒を預かっている教員の方が、ある程度アンテナを常に上げるような状況。日々子どもたちの動き、変化は一番担任の先生がわかりやすいと思うのですが、それを気づくための施策というのでしょうか。こういったのが兆候としてあるのだよという、何かそういうマニュアルのようなものを非常に幅広く持って、何をもってということを書きできるかどうかかわからないのですが、ありとあらゆる今までの事象を、何が、どんなきっかけがあっただけに発展してしまうのかということ、具体的にできるのかどうかちょっと伺いたいというのが1点です。

それと後段、10ページでおっしゃっていただいた、おおむね3か月ぐらいで、目安としてというのも非常に漠として難しいようですね。恐らく3か月間で、学校いじめ検討委員会の介入によって双方の子どもたちがカウンセリングされて、そういったいじめの対象になった土壌がどこかにあると、目安として3か月で、ケアのドロップアウトするのではないのでしょうかけれども、引き続き事案に発展しないような努力もやっていただかないといけないかなという感想をちょっと持ちました。

以上です。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 委員の1点目のご質問についてなのですが、いじめの兆候とかそういうところにつきましては、東京都でマニュアル的なところが配布されているものがございまして、そちらについても、各学校に配布はされているのですが、そちらにどこに書いてありますよという説明についても、こちらからさせていただくような場面を設けていきたいと考えております。

もう1点、目安として3か月で対処していますという捉え方なのですが、全体といたしまして、組織としていじめがあったことを認知しましょうというところからスタートをさせていただいておりますので、そちらについても保護者とか、児童・生徒さんの面談をしっかりと行った上で、学校として、いじめが解消としているということの認知を必ず手続きを踏んでいただきたいということをご説明していきたいと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 いじめられている子が、いじめと感じたら、いじめだということなのですね。

いじめられている子の中には、親にも言わない、それから学校にも言わない。誰にも言わないで自分で抱え込んでしまうというケースが深刻な事態を生むと思うのですよね。

そういうケースは、僕も知っていますけれども、そういう子が一番深刻ですね。子どもたちの気持ちの中で、親に言うと怒られちゃうから言わない。でも、校長先生にはしゃべろうかなとか、僕の担任の先生はいい先生だから、何かあったら軽い気持ちで心を開いて言えるとかいうこともあると思います。でも、組織でいじめがあったのと聞かれたら、むしろ言えなくなってしまいます。ですから、心を開いて何かを言えるような場所や相手が、学校の中に、どこかあれば。校長先生がやっていたところあったので、いい取り組みだなと感じていた学校がありました。

だから、いろいろなやり方あると思うのですが、深刻化しないためには、そういう事前の状況をつくっていくというのが望ましいと思うのです。逆に言うと、教師や大人の側からその子どもを信頼しているよと。子どもも親、大人を信用して何でもしゃべれるよという、こういう開かれた環境というのかな。形式的な対応のいじめの掌握とか、そういうのに偏らないようなことが大事だと思うのですよ。

だから、実際やっているところも幾つか見たことがあるので、それが必ずしもいいとかかわからないのですが、そういう意識を持って取り組んでいただきたいと思うのですが。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 現在、6月、11月にふれあい月間というのを実施しているところがございます、その中で「いじめを気がついているところがありますか」というところは、ア

ンケート等を児童・生徒さんからとっていくというようなところも実証していくことでございます。そういった中で、小さい芽のうちから、発見ができるような方法を見出していけるといいかと考えてございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

天宮委員。

○**天宮委員** お答えは結構なのですが、今回、当然文科省の改定指針に沿った内容なので、それは仕方ないのかもしれませんが、学校評価への位置づけというところなんかは、なかなか厳しいですね、学校にとっては。でも、沿った内容なので仕方ないでしょう。

以上です。

○**教育長** 日高委員。

○**日高委員** 一つだけ。各学校においてはいじめ防止のための委員会を設置しているのではないかなと思うのです。それに合わせて、今回いじめ防止対策推進法第22条、ここで書いてあるのですが、「学校いじめ対策組織を活用して行うことを追記した」となっているのです。これは、具体的にはどのように追記されているのですか。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** こちらは現状、委員会が設置されておりますので、実際にはいじめの認知を担当だけで行っているという場合も散見されますので、そういった組織をちゃんと活用して、学校全体として、いじめがここに存在しているのですということを知っていただくということを明確にしていきたいという形で、ここに書いております。

○**教育長** よろしいですか。

それでは報告事項等8を終わります。

報告事項等9「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）の進捗状況について」ご説明いたします。

こちらの事業につきましては、中期実施計画におきまして、発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実を目的といたしまして、実施しているものでございます。

本事業におきましては、小学校・中学校特別支援教室の導入と自閉症・情緒障害特別支援学級の設置の検討を行ってまいりました。現在、小学校特別支援教室につきましては、そちらの教室で特別支援を受けている児童数が734名となっております。年度初めのところでは630名程度だったので、100名程度の増加となっております。増加傾向にございますのは、財政機構における支援体制を整備したこと、特別支援教室における指導が充実したこと、児童・

生徒の一人ひとりの生活上や学習上の困難さの改善が図られていることについて、保護者の理解が広まったことの結果であると考えております。

続きまして（２）の中学校特別支援教室につきましては、平成 28 年度から 2 か年で「中学校における特別支援教室モデル事業」を東京都から受託して、平成 30 年度におきましては、全学年で実施をすることについて、検討・取組みを行ってまいりました。

中学校の特別支援教室につきましては心理コーディネーター等によりまして、小学校から中学校への連携のサポート、拠点校への情報提供、進学先中学校への情報提供、対象生徒の行動観察や巡回指導員へのコンサルテーションの取組み、小学校から中学校への円滑な接続ができております。また中学校入学後の支援体制づくりにも活かされたとの報告を受けております。

平成 30 年度からは区内の全ての中学校の全学年で特別支援教室を実施してまいります。特別支援教室において、生徒の実態に沿って細かな指導を行うために、中学校につきましては常磐中学校と青葉中学校の拠点を 2 校増設いたしまして、現在も 2 校で行っておりますけれども、4 拠点で巡回指導を実施していく予定でございます。

続きまして（３）の自閉症・情緒障害特別支援学級設置に向けた検討についてご説明いたします。特別支援教室における指導では、障害の改善が困難な児童・生徒を対象とした自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することにより、重層的な支援体制の整備を予定しております。

設置校につきましては、小・中 9 年間の系統的な指導を行える等の点から、高砂けやき学園小学校・中学校に平成 31 年度の設置に向けて準備をしております。こちらにつきましては、改築のスケジュールや東京都への申請等との整合性を図りながら、準備を進めてまいります。また、児童・生徒及び保護者に対する理解・啓発や入級基準を示した意向調査等を行い、準備に対する検討会等を立ち上げながら、学校等の調整も図りながら進めていきたいと考えております。

3 の「その他」につきましては、今後につきましては、特別支援教室の拠点校と巡回校、または小学校と中学校の指導内容の連携等につきましては、検証を行ってまいりたいと考えております。新しい学習指導要領におきましても、個別の教育支援計画や個別指導計画の活用についても記載されておりますので、そちらについても検証いたしまして、進級・進学において支援の積み重ねができ、途切れのない支援システムの構築を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

**○教育長** ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは報告事項等 9 を終わります。

続きまして報告事項等 10「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）の進捗について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** 「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）の進捗状況について」の説明をいたします。

まず概要についてでございますけれども、本区の不登校児童・生徒は平成27年度までは増加傾向を示しておりましたけれども、平成28年度は若干ではございますけれども、訪問型学校復帰支援の施行実施等の成果もあり、減少しております。しかし、不登校児童・生徒につきましては、以前として発現をしております。

その原因は複雑化・多様化しており、そのため、学校の教育相談体制の充実や教育委員会の各校訪問、総合教育センター等関係機関への早期連携など、不登校への総合対策を中期実施計画に基づき、今回、検討・実施をしているものでございます。

「進捗状況」についてでございますけれども、(1)の従来の適応指導教室に本人や保護者、学校、関係機関と連携を図り、早期の学校復帰を支援していく訪問型学校復帰支援の機能を加えた教育支援センターの整備について、こちらも含む7月と2月に開催した不登校対策プロジェクト検討委員会において協議を行いました。

(2)の「教室拠点の拡充検討」におきましては、南綾瀬地区センターに設置しておりました適応指導教室の試行につきましては平成28年度で終了いたしました。訪問型学校復帰支援を活用した中でのスクールソーシャルワーカー等による在宅へのアウトリーチ支援を実施することで、小学生を含めた不登校児童・生徒への対策を強化しております。

(3)の「訪問型学校復帰支援の本格実施」につきましては、1学期に引き続きまして、2学期、3学期でも1回以上全校訪問いたしまして、区内公立小・中学校の不登校児童・生徒、長期の欠席をしている児童・生徒の状況につきまして状況把握を行いました。訪問で得た情報をもとに、不登校児童・生徒の状況に応じて、段階的な支援を講じております。

本取組みの結果、ふれあいスクール明石、適応指導教室なのですが、入級に至った生徒もあらわれまして、現在、ふれあいスクール明石の在籍数につきましては105人となっております。

4の「その他」です。不登校対策プログラム実証研究校の取組みについてご報告します。

まず、幸田小学校では2学期から相談室を校内適応教室として、登校支援員を週4日配置いたしました。2月現在で9人の生徒が校内適応教室を活用しておりまして、校内適応教室で登校支援員とかかわることにより、気持ちを安定させて教室に行くことができるようになった児童が出てくるなどの成果があらわれております。

児童の登校に消極的な保護者への対応が課題となっているところもございまして、家庭への支援を継続するとともに、児童自身の登校意欲を高めるための方策について、今後、研究を深めてまいりたいと考えております。

2点目の中川中学校におきましては、こちらも2学期から、校内適応教室の本格的実施を始めました。登校支援員が毎日1人は常駐している体制を整えて、2月現在で4人の生徒が継続的に校内適応教室を活用しております。校内適応教室では個別指導のみならず、集団活動についての取組みも進めてまいりました。今後は校内適応教室において、どのように社会性やコミュニケーションスキルを身につけさせるか、あとは生活リズムをどう整えていくかの必要性について研究を進めてまいりたいと考えております。

最後に参考といたしまして、過去5年間の葛飾区の不登校児童・生徒数の推移を掲載しております。

私からは以上になります。

○教育長 それでは、ただいまの不登校対策プロジェクトについて何かございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 不登校の理由が、原因として複雑化・多様化していると表現されているのですが、こちらに表がありますけれども、どういう原因で不登校になっているかという理由について、どういう割合でなっているかというのは、大まかには分けられているのですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 データにつきましては、報告をさせていただいているものがございまして、そちらのほうを後ほど配布させていただきたいと思っております。

○教育次長 齋藤委員。

○齋藤委員 そのデータなしで、ちょっと私が回っていて気づいたことだけで申し上げますと、大きく三つに分かれているような感じを受けました。一つは不登校になっている大きな理由は非行が原因、それからもう一つはいじめ。さらにもう一つありまして、学力不振で不登校になると自分の中では思っているのですが、それ以外にどういう理由があるのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 詳細な件数につきましては、あとでお配りいたしますけれども、そのほかにこちらで説明させていただいているのは、ご家庭のほうで学校に送り出していくという意欲がないというところもございます。そういうような方も実際には原因としてございます。

○教育長 家庭の問題は、小学校が多いですね。

○学校教育支援担当課長 小学校のほうが多いとは聞いております。

○教育長 天宮委員。

○天宮委員 児童の登校に消極的なご家庭というのは、基本的にはいじめがあったということですか。

○教育長 学校教育支援担当課長。



○**学校教育支援担当課長** こちらのほうは、実際には家庭の経済的な困窮があるようなご家庭であるとかいうところが、こちらでは聞いているところではございます。

○**教育長** 例えば親が朝起きないとかですね。

塚本委員。

○**塚本委員** 今、天宮委員がおっしゃったのですが、先ほどの報告をいただいた、4の「その他」の中で、幸田小学校の事例の中で、児童の消極的な保護者への対応が課題であると。また家庭への支援の継続というのがあるのですが、それはどういった手立てで取り組んでいくのか、すごく大きな命題だと思うのですね。

事象としてはお答えいただいた意味ですごくわかるのですが、組織ぐるみかあるいは地域ぐるみで支援の輪を広げていく。すごく介入しづらいご家庭のはずなのですが、何か特効薬みたいなノウハウがあったら、教えていただきたい。

○**教育長** どんなことしているかということですね。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** こちらで各学校に出向きまして、各生徒さんの情報をつかんでいるところがございますけれども、実際に家から出ることができない、あとはそういった引きこもりのなお子さんもいらっしゃいます。

そういう方についてはまずは学校でとりあえず取り組み、取り組みというか声かけのなところは始めていただくようなことで考えておりますが、ある程度定期的に学校に来ることができ、不定期であれば学校に来ることができますというお子さんについては、こちらで実証研究を進めているような校内適応教室という別室登校のほうに来ていただいて、学校に来ることに慣れてきてもらう。

あとは、学校には行けませんということであれば、ふれあいスクール明石に来ていただくというところにつなげながら、あとは実際にお家のほうから出られませんというところであれば、スクールソーシャルワーカーを学校から要請をいただきまして、スクールソーシャルワーカーのほうで、例えば福祉的な視点を持ったケアができるのかどうかというところについては、今、プロジェクトで取り組んでいるところがございます。

それから、将来的というのですか、来年度につきましては子ども・若者支援の計画が、子ども応援課というところで策定をされますので、そちらにつきましては18歳から35歳までというようなところで、引きこもり対策の計画をつくっていくというようになるところになりますけれども、その中では、学齢期のところについても連携をしながら、取組みを進めていきたいと私も聞いておりますので、どういった連携がとれるのかは、来年度一緒に検討していきたいと思えます。

○**教育長** 幸田小が、復帰したと言っているけれども、どういう手を打ったのですか。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 幸田小学校につきましては、担任の先生と支援員がご自宅に迎えに行ったり、そういうことをやりまして、まずは登校させるということを取り組んでおります。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 私がさっき言いました、非行とかいじめとか学力不振とか、経済的部分もありましたけど、僕が聞きたかったのはそれぞれ対応が違うのではないかなということです。それぞれの対応をどうやっているのか。

学校に来るようになった子というのは、この中の一部で、非常に厳しい人は来てないようですね。

○**教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 基本的に声かけは学校でしていただくというところは考えております。おっしゃっていただきました非行についての指導につきましては、警察を退職しました職員とかおりますので、そういった職員で非行につきましてはサポートしていくという体制を取っております。

そういった中で、お子さんについてそれぞれの事象に合ったようなサポートなり支援ができるような、どういう状態なのかをつかんだことで、段階とかそういうところに分類もできましたし、こういった対応策をとっていければいいかというところが、大体の目安がついてきたというところに、今、あります。

○**教育長** よろしいですか。

日高委員。

○**日高委員** 不登校の問題というのは、すぐ効力を発揮できるような薬なんていうのはないわけであって、非常に時間もかかるし、複雑で、しかも対応がそれぞれ違うと思うのです。先ほど齋藤委員からお話がありましたように、経済的であったり、家庭の問題であったり、学力の問題であったり、友人関係であったり、さまざまなのですね。

ですから、その対応に全てを合わせてやっていくというのは非常に難しいのですけれども、でもそれをやらなければいけない。そういう意味で、教育センターでの相談を充実させてきたり、あるいはここにあるようにふれあいスクール明石、105名にも現在なっているという。大変多くの人数です。とてもうれしいことだと思います。

でも問題はこの数が増えても、その数から学校に何名戻ったのかなのですね。それが本事業なのです。ですから、ただ集めて終わって、たくさん増えてきてよかったと安心はできないだろうと思います。

そういう中で、一番下にある参考資料のように、総計すると小中合わせて400名を超えてい

るという現実、それで終わってはいけない問題だと思います。この400名の子どもを何人、学校現場に戻していくかなという事のほうが非常に重要な問題で、そのために担当する先生方がいろいろご苦労されていると思うのですが、やはり、人数と現場に何人ぐらい復帰しているのか。そういう資料は一度、配られましたね。復帰できる子どもを、増やす方策を考えていくことが大事ではないかと思いますので、特に担当される先生方、あるいは囑託の校長先生方のお力もあると思いますので、そういう方々の意識もぜひ啓発いただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** ありがとうございます。今回資料ではおつけしていませんけれども、各段階に捉えた段階表をこちらで作成しております。その中で改善傾向にあるお子さんとか、改善じゃない下降傾向にあるお子さんというところも、それぞれ統計として捉えていくように考えております。

現状ですけれども、6月末現在と11月末現在のところでの推移を見ていきますと、学校に復帰できた方が大体全体で400名ぐらいのところ、10名程度は学校に復帰はできているというところで、現状としては今、捉えているところでございます。今後につきましては、そういった統計も取りながら、基本的には個別のデータとして考えていかなければならないと思います。そういった統計もとっていきながら、対策については当たっていきたいと考えております。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告事項等10を終わります。

次に、報告事項等11「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」をお願いします。

学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** 続きまして「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」ご報告申し上げます。

本事業につきましても中期実施計画に基づいて実施しておりますのでございます。概要につきましては1のとおりでございます。

2の「進捗状況」につきましては、2月末現在になりますけれども、日本語指導のあり方検討会を4回開催いたしまして、「にほんごステップアップ教室」や日本語学級についての検討を行ってまいりました。なお、「にほんごステップアップ教室」と日本語学級への入級希望調査を2月1日に行っております。そちらが中段にある表となりますので、ご参照いただければと思います。

「にほんごステップアップ教室」への入級希望者は小学生で11名、中学生が13名の計24

名となっております。日本語学級につきましては、中之台小学校の希望者が24名、新小岩学園松上小学校の希望者が20名、新小岩学園新小岩中学校への希望者が35名となっております。

また現在、こちらにつきましては、設置について東京都に申請を行っている最中でございます。認可につきましては4月に認可を受ける予定となっております。

(1)の日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」の運営・指導体制につきましては、週4日、午前中の3時間の授業を4か月を限度として実施をしております。現在、中之台小学校、新小岩学園松上小学校、高砂中学校の日本語学級で指導をされている先生方を日本語指導員として、予定をしております。こちらの方たちは、東京外語大学で研修を受けていただいております。あとは指導員1人について、日本語有償ボランティアを補助として1名つけまして、ペアで子どもたちの日本語指導に当たる体制を考えております。

日本語指導員につきましては、毎月、児童・生徒の在籍校への出席状況と日本語の習熟度を報告するとともに、退級に向けての判定も行ってまいります。

続きまして(2)の各教科の授業において日本語で参加するための指導を行う日本語学級の運営・指導体制につきまして説明いたします。こちらは週2時間から8時間で、2年間を限度として各教科の授業に日本語で参加するための指導を行ってまいります。②の学級数に応じて配置される担当教員につきましては、学級数に応じて東京都で配置をしていただくことになっています。③につきましては、特別の教育課程と該当児童・生徒の学習状況をもとに作成した個別指導計画により、指導の実施を行っていきまして、必要に応じて内容等の見直しを行ってまいりたいと考えております。

(3)の小・中学校に求められる役割や指導体制ということにつきましては、にほんごステップアップ、通級学級の日本語学級に通っていく生徒が、だんだん日本語を理解し始めた段階に入っておりますので、日本語を理解し始めた段階に対して、興味を持って参加できるように、必要に応じた支援を行っていききたいと考えております。こちらは、全校に日本語指導コーディネーターを配置して、年3回集合研修を行いまして、専門性の向上を図ってまいりたいと考えております。

3の「今後の予定」につきましては、にほんごステップアップ教室につきましては、総合教育センターの施設改修において現在、教室の整備を進めております。(2)の申請中の日本語学級も、今後、中之台小学校、新小岩学園松上小学校、新小岩中学校との通級する児童・生徒の数の確定も、今後調整を行っていききたいと考えております。

30年度からは「日本語指導のあり方検討委員会」を「日本語指導連絡協議会」と名称をかえまして、今後も引き続き日本語教育につきまして検討を行っていききたいと考えております。

私からは、以上です。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質問等ありますか、この4月からスタートします

が。

塚本委員。

○塚本委員 当区の傾向になろうかと思うのですが、グローバル化の一端として、対象となる方の増加傾向は見受けられるのでしょうか。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 日本語指導が必要なお子さんというのは、現在では163名ぐらいということで、こちらの報告を受けている中で、実際に通われる方がこういう形になると思います。昨年度から比べましても、やはり徐々に増えていく段階ではございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 にほんごステップアップ教室の入室希望者数、それから日本語学級の入級希望者数を見た印象、第一印象では、少ないほうなのではないかなと思いました。

先ほどの不登校、発達障害、みんなつながってくると思うのです。日本語がわからなくて不登校になってしまうとか、発達障害や学習障害で勉強がわからない、コミュニケーションがうまくとれないとつながってくると思うので、このあたりの全部がつながって大事な事業だと思います。家庭との連携も大事になってくると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等11を終わります。

報告事項等12「第5回（平成29年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」お願ひします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは報告事項等12「第5回（平成29年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」ご報告をさせていただきます。

まず各委員の皆様忙しい中、当日お越しいただきましてありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思ひます。

内容でございます。3月3日の土曜日の午前10時から開催されまして、ようやく出場が3年生の部19地区、全区からチームが出揃ったという状況でございます。これまで参加をしておりませんでした四つ木地区と新小岩地区が3年生だけということでしたけど、今年は参加をいただいて、全19地区から20チームが3年生の部では参加をしたということでございます。

4年生以上の部につきましては、今の2地区が、こちらは申し訳ないということもございまして、前年同様の17地区から18チームの参加ということで、決勝に向けて行われました。

成績でございますけども、3年生の部につきましては初出場の新小岩地区が優勝を飾ったと

ということがございました。それから4年生以上の部につきましては、新小岩北地区代表が優勝したという状況でございます。準優勝以下につきましては、記載のとおりでございます、1枚めくっていただいて、2ページの表側になりますけども、全順位の記載がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それから最終ページには、白黒でちょっと見づらいのですが、大会の様子の写真を抜粋してございます。最後、前回のときと見比べていただきますと、5回目の開催ですけど、なかなか連続して優勝したチームはないということですので、結構みんな真剣に取り組んでいただいて、次はということで、その繰り返しでさらにレベルも上がっているのかなという感じがしております。

今回につきましては、選手の参加も増えたということもございますし、ギャラリーも昨年より多かったということで、800人余りの方があそこに駆けつけていただいたというような状況でございます。もう一つ、これまで、特に地区委員会から意見がございまして、去年まで早い者勝ちみたいな場所取りがあったのですけれども、そうならないように19地区あらかじめ割り振りをしまして、一定のスペースを確保した上で、入ってすぐのところのフリーのスペースを少し会場全体を奥側に寄せることで、広くとって、そうした工夫したことで、その辺の不公平感はなくなったのかと思っております。

また、それにつきましては、今後、地区委員会の会長連絡協議会ですとか実務担当者に各自またご意見等伺って、また次回の大会に生かしていければと思います。こうしたことで、今回はお陰様で大きな盛り上がりを見せて終わったということでございます。ありがとうございました。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○教育長** それではただいまの件について、何かご質問等ございますか。

大里委員。

**○大里委員** 感想になりますけれども、今回、3年生の部が、19地区全部の地区から参加されたということで、大変うれしく思いました。そして結果の表を見ますと、3勝したチームが多数出ていまして、得点もかなり高い。特に4年生以上の部の1位の新小岩北地区127点というのは本当に驚きました。

応援の方々もたくさん来ていただいて、応援席の工夫もしていただきました。ずっと大勢の方が立って見ていらしたのと、後ろのほうの方が見づらいただろうというのがあって、そのあたりも改善されていくといいのかなと思っています。

**○教育長** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長** ありがとうございます。会場の問題につきましては、やはり昨年も参加していただいた地区委員からもいろいろな意見がありまして、実勢に想定し得る場所を、例えば奥

戸・水元の体育館ですとか、エイトホールとか、その辺を実際に担当所管が現場を見に行って、広さですとか音響ですとか、会場のスペース等々、いろいろな視点から見たのですが、いろいろな意味でアクセスなども含めて現状ではあそこが一番いいのかなというのが、私どもの到達点だったということでございます。

体育館ですと音が響いたり、広さはあるのですが、音が響いて競技をやるには子どもたちかわいそうかなという話ですとか、観客席を使えば観覧性はよくなるのですが、非常に遠くからの観覧になるということなどもございまして、今年についてはそれがベストの選択だということで継続したというご報告になります。

また先ほど申し上げましたように、いろいろなご意見を踏まえて、来年についてはまた考えていきたいと思っております。

以上です。

**○教育長** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告事項等 12 を終わります。

報告事項等 13 「葛飾区体育施設の指定管理者の公募について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 報告事項等 13 「葛飾区体育施設の指定管理者の公募について」ご説明させていただきます。

葛飾区体育施設は、平成 30 年度末をもって今期の指定管理期間が終了いたします。「サービスの向上」や「施設の有効活用」、「利用者ニーズへのより迅速な対応」などの観点から総合的に見て、民間のノウハウを生かして効果的・効率的に行われてきたと認められるため、次期につきましても引き続き指定管理者制度を活用することとし、公募を実施するものでございます。

「公募の形態」につきましては、現在、二つの事業者により指定管理運営されておりますが、次期公募に当たりましては、区内体育施設における均一なサービスの提供及び利用料金と施設利用方法の統一による利便性の維持、一括管理による運営の効率化などを考慮し、指定管理を一つに統一して実施したいと考えてございます。

次に「葛飾区体育施設指定管理者選定委員会の設置について」でございます。こちらにつきましては、別添 1 の葛飾区体育施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づきまして、設置をしてございます。

所管事項といたしまして、公募応募者の中から指定管理者として適当と認められるものを選定し、葛飾区教育委員会に報告をいたします。構成といたしましては、学識経験者、行政・財政・体育の分野から計 5 名程度、教育委員会事務局部長級の者で構成いたしまして、今回は 6 名とする予定でございます。

任期につきましては、委嘱の日から選定結果の報告の日までとなります。事務局につきましては、生涯スポーツ課で事務局を執り行っていきたいと考えてございます。選定委員会の開催予定でございますが、第1回目、公募要項等の検討・決定を4月に、第2回、第1次審査を6月に、第3回、第2次審査を7月に行う予定でございます。

3「葛飾区体育施設指定管理者公募要項等について」、(1)「指定期間」といたしまして、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

裏面をごらんください。「前回の公募要項からの主な変更点」でございます。まず1点目が「指定管理者に期待すること」といたしまして、障害者スポーツの普及推進に関する記載を追加してございます。2点目といたしまして、選定委員会委員名は明記せず、選出区分と人数の記載をしております。3つ目といたしまして、遵守すべき関連法規に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「葛飾区実施計画」、「葛飾区スポーツ推進計画」等を追加してございます。4点目といたしまして、指定期間中に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施する記載を追加してございます。5つ目といたしまして、留意事項として「地域における雇用の確保」、「地域経済への貢献」、「区施策への協力」、「創意工夫による新たな提案について」を追加してございます。

また②から⑤につきましては、指定管理者制度ガイドラインの変更に基きまして、変更を加えたものでございます。応募資格につきましても、指定管理者ガイドラインの記載にありますとおり、株式会社等の法人その他の団体としてございます。

4「参考資料」といたしまして、選定委員会の設置要項、それと公募要項を添付させていただきます。こちらにつきましては、後ほどご説明をさせていただければと思います。

5「今後のスケジュール」につきましては記載のとおりでございます。

申しわけありませんが、別添の2の公募要項をごらんいただければと思います。1枚おめくりいただきまして、1ページ目となります。

2「施設の設置目的と指定管理者に期待すること」(2)「指定管理者に期待すること」として、2つ目の段落となりますが、「指定管理者には、全ての年代がスポーツや運動活動をしたいと思う機会と場所を提供し、『区民皆スポーツ』を実現するべく、様々なニーズに対応した提案を期待しています。特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も近づいていることから、障害のある方もない方もともに楽しめるユニバーサルスポーツの普及啓発や、合理的な配慮を通じた利用しやすい環境づくりなど、多様な視点から障害者スポーツの推進に関する提案を期待します」という部分を追加させていただいております。

また2ページ目の5「葛飾区の生涯スポーツの課題と方向性」といたしましては、最後の段落となりますが、「教育委員会においても、葛飾区の現状に即した形で国等の計画の趣旨を踏まえ、葛飾区の基本計画をはじめとした関連計画との整合性を図りながら、区民が『いつでも、



どこでも、だれでも、いつまでも』自分にあった形でスポーツ活動ができる社会を実現し、より時代に即した効果的なスポーツ施策を推進することを目的に、平成34年度までの計画として『葛飾区スポーツ推進計画』（別添のとおり）を策定しています。」を追加してございます。

また次のページの3ページになりますが、葛飾区スポーツ推進計画の内容といたしまして、計画より抜粋いたしまして、図をこちらのほうに今回、お付けしてございます。

続きまして5ページになります。「公募の概要」になりますが、(1)「施設の名称」で、2つ目の丸になりますが、「水元総合スポーツセンター（体育館（温水プール含む）、多目的広場、テニスコート）」を追加してございます。

6ページになりますが、8「指定管理者制度導入施設の概要」といたしまして、総合運動場として表がありますが、真ん中あたりにコメ印で、「※体育館大体育室及び小体育室は平成31年度中に特定天井改修工事を予定しています」というのを追加してございます。こちらにつきましては、平成30年度で設計を行って、翌年の平成31年度に工事を行うものでございます。

続きまして8ページをごらんください。こちらに名称といたしまして「水元総合スポーツセンター体育館（温水プール含む）」を追加してございます。

次に11ページをごらんください。フットサル場には「小菅西公園フットサル場」を、多目的広場には「水元多目的広場」、テニスコートにも「水元総合スポーツセンター」を追加してございます。

また、表の下にはコメ印で「※奥戸総合スポーツセンターテニスコートは平成31年度に人工芝の張替工事を予定しています」ということを加えてございます。

また続きまして13ページをごらんください。13ページの(10)「関係法規の遵守」でございますが、上から4つ目の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、さらにその4つ下、「葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」、その後の「葛飾区長が所管する公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する規則」、「葛飾区教育委員会が所管する公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する規則」、さらにその3つ下になりますが「葛飾区実施計画」、その下の「葛飾区スポーツ推進計画」を今回追加してございます。

12ページにお戻りください。駐車場でも「水元総合スポーツセンター」と「小菅西公園フットサル場」の駐車場を追加してございます。

続きまして17ページをごらんください。(2)の「公募の手続き」となります。②の公募説明会の開催といたしまして、平成30年5月8日、火曜日午前9時からを予定しております。

引き続きまして、18ページになりますが、③現場説明会の開催といたしまして、5月8日火曜日と5月9日水曜日を予定してございます。

続きまして26ページをごらんください。④の支払い限度額になります。教育委員会が支払う

指定管理委託料の限度額は、平成 31 年度は 6 億 5,160 万円で平成 32 年度以降は 6 億 5,700 万円となります。こちらにつきましては、平成 31 年 10 月から消費税率が 10%に上がるため、31 年度はこの金額になっておりますが、32 年度以降は通年をとおして 10%となる予定ですので、この金額としております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

天宮委員。

○**天宮委員** 当然、先ほどの説明にもあったとおり、2020 年オリンピックありますので、オリンピックの後も、スポーツ人気というのは続くわけですから、そこは選定委員会の皆さんもわかりのとおりだと思うので、ただ施設が多いので、選ぶのもなかなか大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

○**教育長** そのほか、いかがですか。

これも大きな契約になると思うので、公正公平にきちっとやってください。

そのほかいかがでしょうか。

引き続きまして報告事項等 14「平成 30・31 年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」  
お願いします。

生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 報告事項等 14「平成 30・31 年度葛飾区スポーツ推進委員の決定について」ご説明をさせていただきます。

1「スポーツ推進委員について」でございます。葛飾区教育委員会は、本区のスポーツ推進のため、区民に対し、スポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

2「主な職務」といたしましては、記載のとおりでございます。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整。定例会等に参加し、スポーツ推進活動について協議するとともに、各地区間での情報交換。かつしか地域スポーツクラブ等のスポーツ活動組織の育成を図るほか、区民へのニュースポーツの普及と実技指導。スポーツフェスティバル、区民健康体力テスト測定会などの企画、立案及び運営。青少年育成地区委員会の役員として、地区委員会活動に参加し、各地区ロードレースやレクリエーション大会などに積極的に事業の企画、運営を行う。学校開放運営委員として、学校施設の地域開放の利用促進に努めるとともに、知識や経験、情報を活かし指導助言を行うこととしてございます。

「任期」につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

「委員数」でございますが、定数は 55 人ですが、現在 54 人となっております。東四つ木地

区で欠員となっておりますが、引き続き地区委員会からの推薦を待ち、推薦があり次第決定していく予定でございます。別紙1といたしまして、「平成30・31年度 葛飾区スポーツ推進委員決定一覧者」、別紙2といたしまして、「平成30・31年度 葛飾区スポーツ推進委員内訳」を添付させていただいております。

5「選考経過」がございますが、平成29年9月22日に第1回スポーツ推進委員選考委員会を開催いたしまして、選考基準を決定しております。(3)といたしまして、平成30年2月15日に第2回選考委員会を開催いたしまして、推薦のあった者を審議し、平成30・31年度葛飾区スポーツ推進委員として承認をいただいております。

「今後のスケジュール」でございますが、平成30年4月4日水曜日午後7時より委嘱式を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの件について、何かご質問等ございますか。

この方たちで決定してよろしいかということではよろしいですか。

天宮委員。

○天宮委員 スポーツ推進委員の皆さん、この教育委員会のさまざまな行事にいろいろとお手伝いいただくので、ぜひこの皆様には本当、感謝をして、ぜひこれからもよろしくお願いいたしますと思っております。

○教育長 ではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 引き続きまして、報告事項等15「平成29年度葛飾区体育功労者の決定について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等15「平成29年度葛飾区体育功労者の決定について」ご説明させていただきます。

「趣旨」でございますが、葛飾区におけるスポーツの健全な普及及び発展に顕著な貢献をしたものを区長が表彰するものでございます。

「推薦団体」につきましては、一般社団法人葛飾区体育協会、葛飾区スポーツ推進委員協議会、そして葛飾区教育委員会でございます。

次に「推薦基準」でございますが、区内において、スポーツ・レクリエーション活動の指導及び組織化に寄与するとともに、地域、職場及び体育協会においてスポーツ振興に尽力し功績顕著なものとしております。

平成30年2月15日木曜日に選考委員会を開催いたしまして、決定をしております。

表彰対象者といたしまして、功労者、一般社団法人葛飾区体育協会から16人、スポーツ推進

委員協議会及び教育委員会からはございませんでした。また優良団体につきましても今回はございませんでした。

「表彰者」の一覧は別紙のとおりとなっております。後ほど、ごらんをいただければと思います。「表彰日」につきましては、平成30年4月8日日曜日、葛飾区区民体育大会総合開会式の席上で表彰をいたします。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの件について、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次、報告事項等16「図書サービスカウンターの開設について」をお願いします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** 報告事項等16「図書サービスカウンターの開設について」ご報告させていただきます。

1「概要」でございます。予約資料の貸出、返却ができる窓口を設置するとともに、区立図書館の資料検索や予約ができる資料検索機を設置した図書サービスカウンターを開設するものでございます。

2といたしまして、「名称及び開設場所」です。名称は「リリオ亀有図書サービスカウンター」でございます。「開設場所」でございます。葛飾区亀有三丁目26番1号 リリオ亀有リリオ館7階でございます。

1枚、おめくりいただきまして、別紙をごらんください。横向きになってございます。リリオ亀有リリオ館7階の図でございます。図の下側の中央でございますが、こちらがエレベーターになってございまして、上は左側が亀有地区センターとなっております。右側の真ん中辺にございますのが、サービスカウンターの設置場所となっております。グリーンのところでございます。

表にお戻りいただければと思います。3「窓口時間」でございます。火曜日から土曜日まで、休日を除きまして、午前10時から午後9時までとなっております。日曜日及び休日が午前10時から午後7時までとなっております。

次に「休業日」でございます。月曜日でございます。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後で休日でない日とする。毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。1月1日から同月3日まで。12月29日から同月31日まで。リリオ亀有リリオ館の店休日。こちら年間2日間ほどでございます。

「開設日」でございます。平成30年4月7日土曜日を予定してございます。

6「周知方法」でございますが、広報かつしか、区ホームページ・ツイッター・フェイスブック、図書館ホームページ、図書館内の掲示を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは報告事項等 16 を終わります。

続きまして報告事項等 17 「区政代表・一般質問要旨（平成 30 年第 1 回区議会定例会）」について、お願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、この第 1 回定例会、2 月 26 日と 27 日の 2 日間にわたりまして、代表質問・一般質問が行われました。それぞれの議員さんがどんなことに興味があって、どう回答をしたかというのは、冊子にまとめてございます。教育長がどのような質問にお答えしたかについて、これからご説明していきたいと思えます。

まずは、秋家議員のところ、6 ページですが、英語教育・外国語教育のあり方についてのご質問について、教育長がお答えしております。

それから続きまして、8 ページ、9 ページのところは、今度は黒柳じょうじ議員が「かつしか教育プラン 2014」の成果と次期計画の策定に向けたスケジュールのご質問をしております。このことについて、教育長が答弁しております。

続きまして、10 ページ、11 ページのところでは同じく黒柳じょうじ議員が、幼・保・小・中・高という各段階において、一貫した連携教育が大事であるという認識のもとのご質問で、それに対して、本区の取組みについて、教育長が答弁しております。

続きまして 12・13 ページも同じく黒柳じょうじ議員が、生きる力を醸成するためのコミュニケーション能力の育成が大事ということで質問がありまして、教育長が「かつしかっ子宣言」、「E S D」を絡めてご答弁をしております。

続きまして、飛びまして 21 ページのところ、高木信明議員が、これも英語教育の成果と課題ということで、これから小学校で英語教育に取り組んでいくということで、いろいろな議員さんの興味、関心があったことだということで、これについて教育長が答弁してございます。さらに移行期間についてはどうなるのか。それから新しい科目ということで、25 ページのところは道徳科についての中身のご質問でございました。これも教育長がご答弁しています。

さらに飛びまして、34 ページの江口ひさみ議員の学校図書館の放課後利用ということで、先ほど齋藤委員からもご質問がありましたが、居場所とか学習の環境ということで、そういった取組みをしていくという答弁を教育長がしております。さらに 36 ページでも学校図書館の活用を行政や保護者、地域の連携が必要だというご質問で、教育長が答弁しております。さらに 38、39 のところでは、学校図書館の放課後利用、さらに「『わくチャレ』のようなボランティアもいいのではないかと、学校応援団も活用できますよ」というご提言をいただいて、教育長が答弁しております。

それからさらに、ずっと飛びまして、教育長答弁が 56 ページの平田みつよし議員のところ、

人工知能と教育のあり方についてということでリーディングスキルのことをご質問されましたので、それについて教育長が 59 ページまで答弁してございます。

それからさらに飛びまして、64 ページ、うめだ議員については、今後の教育ということで、それぞれ、今までうめだ議員がかねてから疑問に思っていることを質問しておりまして、それについて教育長が丁寧に答弁してございます。

以上、雑駁ではございますが、今回の代表質問・一般質問のご説明でございます。

○教育長 ただいまの報告について、何かございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等 17 を終わります。

そのほか、何かご意見、ご質問等、何でも結構ですので、ありましたら。

特によろしいですか。

それでは特にないようですので、これをもちまして、平成 30 年教育委員会第 3 回の定例会を終了といたします。ありがとうございました。

終了 12時05分